

保護者の皆様

「教材等支払い申込書」について

富士市では学校給食費の公会計化により、学校給食費と併せて学校徴収金（学年費・教育振興費等）も一括して市が徴収しており、学校における徴収業務の削減を図っております。徴収された経費のうち、学校徴収金は学校に戻され、これまで通り適正に管理されます。

つきましては、学校の教育に必要な教材等の購入と、学校徴収金を市が徴収することにご理解いただき、「教材等支払い申込書」に氏名等を記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。なお、記入にあたりましては、下記の留意点をよくお読みになってご記入ください。

【記入にあたってお読みください】

- 1 徴収計画（徴収種別や具体的な金額等が明記されたもの）につきましては、各学校から4月に配布されます「年間納入額決定通知書」を参照してください。
- 2 徴収は、口座振替により奇数月の25日に行います。（5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回）
- 3 1回の徴収額については、学年や小中学校間でも差が生じますが、小学校でおよそ13,000～16,000円、中学校でおよそ22,000～26,000円を予定しています。
- 4 年度末（3月）の徴収で徴収金額の調整をします。残金が発生した場合は、次年度に繰り越します。
- 5 卒業時や転出等で学校徴収金を返金する際、手数料が発生する場合があることをご承知おきください。
- 6 申込書は、小学校入学時、または市外からの転入時に提出していただき、中学校卒業まで有効となります。
 - ① 日付は、確認書を作成した日付を記入してください。
 - ② 児童・生徒一人につき1枚の申込書が必要です。
 - ③ 学校名は入学予定の小・中学校名を記入してください。
 - ④ 申込書の記入等についてご不明な点がございましたら、各小中学校にお問い合わせをお願いします。